

証券コード 9252

2024年5月15日

株 主 各 位

東京都豊島区東池袋四丁目21番1号
アウルタワー3階

株式会社ラストワンマイル

代表取締役社長 渡 辺 誠

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://lomgrp.co.jp/ir/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスいただき、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択いただき、ご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2024年5月30日(木曜日)午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送(書面)による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net/>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年5月31日(金曜日)午後2時00分
(受付開始 午後1時30分)
2. 場 所 東京都豊島区東池袋三丁目1番
サンシャインシティ会議室・コンファレンスルーム5階
コンファレンスルーム Room8・Room9
3. 目的事項
決議事項
議 案 当社と株式会社CITVとの株式交換契約承認の件

以 上

~~~~~

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎ 議案に対し賛否(又は棄権)のご表示がない場合は賛成の表示があったものとして取り扱います。

## 【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。
2. インターネットによる議決権行使は、議決権行使結果の集計の都合上、2024年5月30日(木曜日)午後6時までに行使されますようお願いいたします。
3. 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱います。
4. インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。
5. パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本総会終了後まで暗証番号と同様に大切に保管願います。なお、議決権行使コード及びパスワードのご照会にはお答えできませんのでご了承ください。
6. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくために、プロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金(電話料金等)が必要となる場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

お問い合わせ先について

1. インターネットによる議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。  
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号 0120-652-031(受付時間 9:00~21:00)
2. 上記1以外のご登録の住所・株式数のご照会などは、下記にお問い合わせください。  
三井住友信託銀行 証券代行事務センター  
電話番号 0120-782-031(受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 議案 当社と株式会社CITVとの株式交換契約承認の件

当社は、2024年4月10日に開催した取締役会において、株式会社CITV（以下、「CITV」といいます。）が行う事業のうち集合住宅向けインターネット（無料インターネットマンション）事業のみを取得することを目的として、当社を株式交換完全親会社、CITVを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行い、本株式交換の効力発生後にCITVを分割型会社分割の新設分割（以下「本新設分割」といいます。）により分社化し、さらに、本新設分割の効力発生後にCITVの株式を2024年4月10日時点のCITVの株主（以下「CITV株主」といいます。）に対して譲渡する（以下「本株式譲渡」といいます。）一連の取引（以下、本株式交換、本新設分割及び本株式譲渡をあわせて「本件取引」といいます。）を実施することを決議し、同日付でCITVとの間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）及び株式譲渡契約（以下「本株式譲渡契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約のご承認をお願いするものであります。

なお、本株式交換は、当社においては本総会にて、CITVにおいては2024年4月25日に開催された臨時株主総会にて、それぞれ本株式交換契約の承認を受けた上で、2024年6月3日を効力発生日として行うことを予定しております。また、本件取引の実行により、本新設分割により設立される新設分割設立会社（以下「新CI」といいます。）は、当社の完全子会社となる予定です。

本株式交換を行う理由、本株式交換契約の内容等は、次のとおりであります。

## 1. 株式交換を行う理由

### (1) 本株式交換の概要

当社グループは、当社と連結子会社5社でアライアンス事業、リスティング・メディア事業、ECサイト事業、コンタクトセンター事業及びその他事業（集合住宅向け無料インターネットマンション事業等）を主たる事業とする単一セグメントとして行っております。

CITVは、首都圏、関西圏を中心に集合住宅向けインターネット（無料インターネットマンション）事業（以下「取得対象事業」といいます。）並びにMecha-Tok事業、住宅設備販売事業、決済サービス事業、ENECTRON:水発電販売事業及びコストコンサルティング事業（以下、取得対象事業を除くCITVの事業を総称して「非取得対象事業」といいます。）を運営しており、当社はこのた

び取得対象事業のみを本件取引により取得することを予定しております。CITVは、集合住宅向け無料インターネット(無料インターネットマンション)事業を、市場が未成熟であった10年以上前から運営しているため、豊富な運営ノウハウを有しております。また、多数の顧客及び不動産事業者等とのネットワークを有しており、当社グループが次の一つの柱として確立しようとしているその他事業の一つである集合住宅向け無料インターネットマンション事業の拡大を加速させることに大きく貢献することが期待されるため、本件取引を行うものであります。

なおCITVは、取得対象事業の他に非取得対象事業を行っておりますが、本株式交換の効力発生を停止条件として2024年6月3日を効力発生日(予定)として、CITVが取得対象事業に関して有する権利義務を承継対象権利義務とする本新設分割を行うとともに、本株式交換及び本新設分割の効力発生を停止条件として、2024年6月3日(予定)に新設分割会社であるCITV(非取得対象事業)の全株式をCITV株主に対して譲渡を行う予定であります。

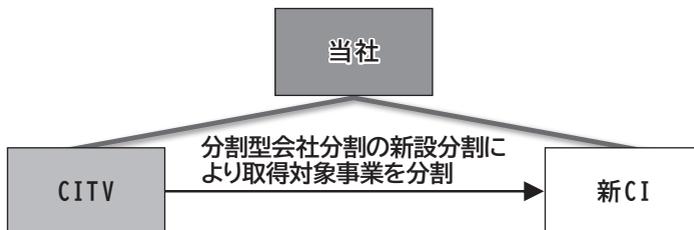
#### 【ステップ1】

2024年6月3日(予定) 株式交換によるCITVの完全子会社化



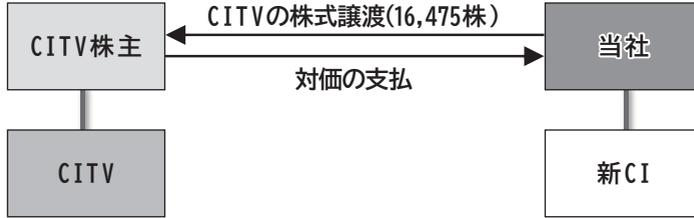
#### 【ステップ2】

2024年6月3日(予定) CITVから分割型会社分割の新設分割により取得対象事業を分社化し新CIを設立



【ステップ3】

2024年6月3日(予定) CITV(非取得対象事業)の全株式を譲渡



(2) 取得対象事業を取得するにあたり本件取引を行う理由

当社は、デューデリジェンスの結果、CITVが運営している事業のうち、当社と大きなシナジーを生み出す事業は、取得対象事業であると判断し、非取得対象事業については取得を行わないことといたしました。当社は、CITVの取得対象事業のみを取得する具体的な方法を決定するにあたり、主に税務面・実務面の観点から検討を行いました。その結果、本株式交換、本新設分割及び本株式譲渡の各取引を実行することにより、取得対象事業を取得することが最も適切であると判断し、CITV株主及びCITVもこれに賛同いたしました。

(3) 分割型会社分割の新設分割の概要

以下の内容は現時点でのステップ2及びステップ3の完了後の予定を記載しております。

|               | 新設分割会社<br>(CITV・非取得対象事業)                                                 | 新設分割設立会社<br>(新CI・取得対象事業)        |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| (1) 名称        | 株式会社CITV                                                                 | CITV光株式会社                       |
| (2) 所在地       | 東京都千代田区神田須田町一丁目34番4号                                                     | 東京都豊島区東池袋四丁目21番1号               |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 吉田 智子                                                              | 代表取締役 木村 壮伯                     |
| (4) 事業内容      | Mecha-Tok事業<br>住宅設備販売事業<br>決済サービス事業<br>ENECTRON:水発電販売事業<br>コストコンサルティング事業 | 集合住宅向けインターネット(無料インターネットマンション)事業 |
| (5) 資本金       | 502万円                                                                    | 100万円                           |

|                                                   |                                                 |           |
|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-----------|
| (6) 設立年月日                                         | 2013年9月10日                                      | 2024年6月3日 |
| (7) 大株主及び<br>持株比率                                 | 本新設分割時点<br>当社 100.0%<br>本株式譲渡後<br>倉住 強一郎 100.0% | 当社 100.0% |
| (8)取得対象事業及び非取得対象事業それぞれの経営成績(単位：百万円)               |                                                 |           |
| 決算期                                               | 2023年8月期                                        | 2023年8月期  |
| 売上高                                               | 126                                             | 249       |
| 営業利益                                              | △124                                            | 126       |
| (9)取得対象事業及び非取得対象事業それぞれの資産、負債の項目及び帳簿価<br>額(単位：百万円) |                                                 |           |
| 決算期                                               | 2023年8月期                                        | 2023年8月期  |
| 現預金等                                              | 10                                              | —         |
| 売掛金                                               | —                                               | 27        |
| 商品                                                | —                                               | 6         |
| その他<br>流動資産                                       | 14                                              | —         |
| 有形<br>固定資産                                        | 1                                               | —         |
| 投資その他<br>の資産                                      | 17                                              | —         |
| 買掛金                                               | —                                               | 9         |
| 未払金                                               | 47                                              | —         |
| その他<br>流動負債                                       | 24                                              | —         |
| 資本金                                               | 5                                               | 1         |
| 利益剰余金                                             | △36                                             | —         |

(4)新設分割設立会社(新CI)が承継する権利義務

新設分割設立会社(新CI)は、効力発生日における集合住宅向けインターネット事業に係る資産、契約その他の権利義務を新設分割計画書において定める範囲で承継します。

(5)本新設分割後の新設分割設立会社(新CI)による債務履行の見込み

本新設分割後において新設分割設立会社(新CI)が負担すべき債務については、本新設分割後も新設分割設立会社(新CI)の資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、及び事業活動においても負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在のところ想定されていないことから、新設分割設立会社(新CI)による債務の履行の見込みに問題はないものと判断しております。

## 2. 株式交換契約の内容の概要

当社及びCITVが2024年4月10日付で締結した本株式交換契約の内容は、次のとおりであります。

### 株式交換契約書

株式会社ラストワンマイル（以下「甲」という。）と株式会社CITV（以下「乙」という。）とは、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（株式交換の方法）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済普通株式の全部を取得する。

#### 第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲 商号：株式会社ラストワンマイル  
住所：東京都豊島区東池袋四丁目21番1号アウルタワー3階

乙 商号：株式会社CITV  
住所：東京都千代田区神田須田町一丁目34番4号

#### 第3条（本株式交換に際して交付する株式等及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（以下「本割当対象株主」という。）に対し、乙の株式に代わる金銭等として、その保有する乙の普通株式の合計数に7.162009を乗じて得た数の甲の普通株式を割当交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対してその保有する乙の普通株式1株につき、7.162009を乗じて得た数の株の甲の普通株式を割当交付する。
3. 前二項に従い乙の株主に対して割当交付すべき甲の普通株式の数に1に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

#### 第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び資本準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途適宜定める金額とする。

#### 第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生じる日（以下「効力発生日」という。）は、2024年6月3日とする。但し、株式交換手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、効力発生日を変更することができる。

#### 第6条（株式交換承認手続き）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項の株主総会決議（書面決議を含む。）を経る。

第7条（善管注意義務）

1. 乙は、本契約締結後効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲と乙とで協議し合意の上、これを行うものとする。
2. 乙は、本契約締結日後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また効力発生日より前の日を取得日とする自己株式の取得決議を行ってはならない。

第8条（本契約の変更及び解除）

本契約締結後、効力発生日までの間に、天災地変、疫病・感染症の流行その他の不可抗力により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本株式交換の実行に重大な支障となる事態若しくはその実行を著しく困難にする態が生じた場合、甲及び乙で協議し合意の上、株式交換条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（協議事項）

本株式交換に定めのない事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議の上、これを決定する。

第10条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（以下余白）

本契約の成立を証するため、本契約書又は本契約書の電磁的記録を作成し、署名若しくは記名押印又はこれらに代わる電子署名を施し、各自保管する。

2024年4月10日

甲：東京都豊島区東池袋四丁目21番1号  
アウルタワー3階  
株式会社ラストワンマイル  
代表取締役社長 渡辺 誠

乙：東京都千代田区神田須田町一丁目34番4号  
株式会社CITV  
代表取締役 吉田 智子

### 3. 会社法施行規則第193条(第5号及び第6号を除く。)に定める内容の概要

#### (1) 本株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当の相当性に関する事項

##### ① 本株式交換に係る割当ての内容

|                | 当社<br>(株式交換完全<br>親会社) | CITV<br>(株式交換完全<br>子会社) |
|----------------|-----------------------|-------------------------|
| 本株式交換に係る交換比率   | 1                     | 7.162009                |
| 本株式交換により交付する株式 | 当社普通株式：117,994株(予定)   |                         |

##### (※1) 本株式交換に係る割当比率(以下、「本株式交換比率」といいます。)

当社は、CITVの普通株式1株に対して、当社普通株式7.162009株を割当交付します。ただし、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議及び合意の上、変更されることがあります。

##### (※2) 本株式交換により交付する株式

当社は、本株式交換に際して、当社普通株式117,994株を、当社がCITVの発行済株式の全てを取得する時点の直前時のCITV株主に対して割当交付する予定です。なお、本株式交換による交付する当社普通株式については、当社が保有する自己株式50,000株を充当するとともに、新たに普通株式の発行を行う予定です。

##### (※3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(100株未満の株式)を保有することとなるCITV株主においては、当該単元未満株式を東京証券取引所及びその他の金融商品取引所において売却することはできませんが、当社の単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

##### ・単元未満株式の買取制度(100株未満の株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、保有することとなる当社の単元未満株式の買取りを請求することができます。

##### (※4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社普通株式1株に満たない端数が生じた場合、CITV株主に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当社が1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いし、端数部分の株式は割当てられません。

##### ② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

##### a. 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって、公

平性・妥当性を確保するため、当社及びCITVから独立した第三者算定機関である、株式会社Stand by C(以下「StandbyC」といいます。)に当社及びCITVの株式価値及び本件株式交換比率の算定を依頼し、2024年4月9日付で、「CI社株式価値及び株式交換比率算定書」(以下、「本株式交換比率算定書」といいます。)を取得いたしました。

なお、本件取引においては、当社が本株式交換の直後に本新設分割及び本株式譲渡を行うことが予定されており、結果としてはCITVから取得対象事業のみを取得することとなります。したがって、株式交換比率の算定にあたっては、取得対象事業と非取得対象事業を分けて、CITV株式の1株あたりの価値及び本株式交換における株式交換比率を算定し、株式交換比率の決定においては、本株式譲渡の対価も同時に決定し、本件取引全体で取得対象事業の対価として適切になるように考慮しております。詳細については、「b.算定に関する事項」の「b)算定の概要」をご参照ください。

当社は、StandbyCから提出を受けた本株式交換比率算定書記載の株式価値並びに本株式交換比率の算定結果を参考に、両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、CITVとの間で真摯に協議・検討を重ねてきました。本株式交換比率は、StandbyCの算定した株式交換比率レンジ内であり、それぞれの株主の皆様にとって妥当であり、株主の皆様利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うこととしました。なお、本株式交換比率は、本株式交換の実行に重大な支障となる事態又はその実行を著しく困難にする事態が生じた場合には、両社間の協議の上変更することがあります。

#### b. 算定に関する事項

##### a) 算定機関の名称並びに当社及びCITVとの関係

第三者算定機関であるStandbyCは、当社及びCITVの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

##### b) 算定の概要

StandbyCは、当社については当社が東京証券取引所グロース市場に上場しており、市場価格が存在していることから、市場株価法を用いて算定を行いました。市場株価法においては、2024年4月9日を基準日として、東京証券取引所グロース市場における基準日の終値、1か月間(2024年3月10日から2024年4月9日まで)の終値の単純平均値を採用しております。これにより算定された当社の普通株式の1株当たりの株式価値は以下のとおりです。

| 算定方法  | 算定結果   |
|-------|--------|
| 市場株価法 | 3,390円 |

CITVについては、取得対象事業と非取得対象事業が併存していること、非上場会社であり市場株価が存在しないこと及び将来の事業活動の状況を算定に反映するため、取得対象事業及び非取得対象事業それぞれについてディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。 )及び簿価純資産法を組み合わせる株式価値の算定をし、それぞれの事業から創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローと本新設分割の新設分割計画に基づく取得対象事業及び非取得対象事業それぞれに係る簿価純資産を基に合算して算定しております。

簿価純資産法では、当社がCITVより受領した財務諸表に基づき、取得対象事業と、非取得対象事業における諸資産・諸負債について識別し、本新設分割における分割割合を算定し、取得対象事業と、非取得対象事業の純資産金額を算定しております。

DCF法では、CITVよりStandbyCが開示を受けた取得対象事業及び非取得対象事業の事業計画に基づき、算定基準日である2024年2月29日以降にCITVが創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算出しております。なお、継続価値の算定については、CITVが想定する2024年8月期以降に継続的に創出する水準として開示を受けたキャッシュ・フローを、現在価値に割り引くことにより算出しております。なお、割引率には加重平均資本コスト(WACC)を使用しております。

StandbyCがDCF法による算定の前提としたCITVの事業計画は、以下の前提条件に基づき作成されております。

- ①本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、加味されていません。
- ②CITVの事業計画(2024年8月期～2027年8月期)のうち、取得対象事業、非取得対象事業いずれにおいても2024年8月期の事業計画を変則6か月間で計画していることから2025年8月期は30%以上の大幅な増益を見込んでおります。非取得対象事業における2027年8月期においては前期比60%以上の大幅な増益を見込んでおります。
- ③CITVの事業計画は、本株式交換の実施を前提としておりません。

これにより算定されたCITVの1株当たりの株式価値の評価レンジは以下の通りです。

## 【CITV】

| 算定方法 | 算定結果            |
|------|-----------------|
| DCF法 | 21,588円～26,414円 |

## 【取得対象事業】

| 算定方法 | 算定結果            |
|------|-----------------|
| DCF法 | 22,386円～27,548円 |

## 【非取得対象事業】

| 算定方法 | 算定結果          |
|------|---------------|
| DCF法 | △1,134円～△798円 |

当社及び取得対象事業、非取得対象事業における株式価値を基に算定されたCITVの1株当たりの株式交換比率の評価レンジは以下の通りです。なお、当社は、非取得対象事業について、DCF法・簿価純資産法等を総合的に検討した結果、株式価値がマイナスとなっていることから本株式譲渡における株式譲渡対価を1円としており、当社が本株式譲渡を行った際に株式譲渡損益が発生しない見通しです。

## 【CITV】

|                  | 当社 | CITV        |
|------------------|----|-------------|
| 本株式交換に係る<br>割当比率 | 1  | 6.368～7.792 |

## 【取得対象事業】

|                  | 当社 | 取得対象事業      |
|------------------|----|-------------|
| 本株式交換に係る<br>割当比率 | 1  | 6.604～8.126 |

## 【非取得対象事業】

|                  | 当社 | 非取得対象事業       |
|------------------|----|---------------|
| 本株式交換に係る<br>割当比率 | 1  | △0.335～△0.235 |

StandbyCは、本株式交換比率の算定に際して、公開情報及び両社から提供された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情

報が全て正確かつ完全なものであること、かつ、各社の株式価値の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でStandbyCに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、StandbyCは、各社及びその関連会社の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者算定機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。StandbyCによる各社の株式価値の算定は、算定基準日である2024年2月29日までの情報及び経済条件等を反映したものであり、StandbyCがDCF法による評価に使用したCITVの事業計画については、CITVの経営陣により当該算定基準日時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。なお、当社はCITVの経営陣により作成された事業計画についてその内容を検討した結果、事業計画の内容は合理的であると判断しております。

本株式交換及び本新設分割の後に実行が予定されているCITV株主に対する新設分割会社であるCITV(非取得対象事業)の本株式譲渡については、StandbyCが算定した非取得対象事業から創出されることが見込まれるフリー・キャッシュ・フロー及び簿価純資産法を基に株式価値を算定しており、具体的な金額は株式価値がマイナスとなっていることから株式譲渡対価を1円としており、当社が本株式譲渡を行った際に株式譲渡損益が発生しない見通しです。

③上場廃止となる見込み及びその理由

当社は、本株式交換において株式交換完全親会社となり、また株式交換完全子会社となるCITVは非上場会社であるため、該当事項はありません。

④公正性を担保するための措置

当社は、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、両社から独立した第三者算定機関であるStandbyCに株式交換比率の算定を依頼することとし、その算定結果の提出を受けました。算定書の概要は、上記「②本株式交換に係る割当ての内容の根拠等 b.算定に関する事項」の「b)算定の概要」をご参照ください。なお、当社は、StandbyCから、本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書(いわゆるフェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

⑤利益相反を回避するための措置

当社とCITVの間には、資本・人的・取引関係に該当事項はなく関連当事者に該当しないため、本株式交換に関する取締役会における意思決定の実施にあたって両社間で利益相反関係は生じないことから、上記「④公正性を担保するための措置」のほか、特段の措置は講じておりません。

(2) 当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加すべき当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い当社が別途適当に定める額といたします。この取り扱い、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると判断しております。

(3) 交換対価として当社の株式を選択した理由

当社株式は東京証券取引所において取引されており、本株式交換後において市場における取引機会が確保されていることから、本株式交換の対価として当社の普通株式を選択することが適切であると判断いたしました。

(4) CITVの最終事業年度に係る計算書類等の内容

CITVの最終事業年度に係る計算書類等の内容については、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<https://lomgrp.co.jp/ir/>)において掲載しております。

(5) CITVの最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類の内容

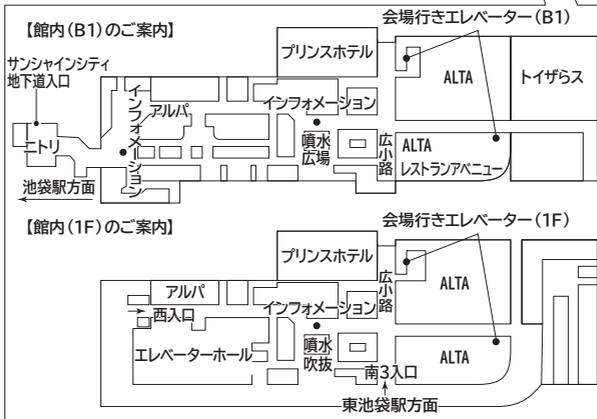
該当事項はありません。

(6) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都豊島区東池袋三丁目1番  
サンシャインシティ会議室・コンファレンスルーム5階  
コンファレンスルーム Room 8・Room 9  
TEL 03-3989-3470



交 通 池袋駅東口

J R(山手線・埼京線・湘南新宿ライン)  
地下鉄(丸ノ内線、有楽町線・副都心線)  
西武池袋線、東武東上線から徒歩15分  
東池袋駅  
地下鉄(有楽町線)から徒歩8分